

令和3年8月 鳥取県  
コロナ禍打破！事業者向け緊急支援策  
県市町村合同オンライン説明会

日時：令和3年8月26日（木） 開演14：00  
主催：鳥取県



# 事業継続支援

## 【事業継続支援】

**業種不問！固定費にも使える！加算で最大50万円！！**

### ＜対象者＞ 県内中小企業など（個人事業者含む）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を受けた業種を幅広く対象とします。

### ＜応援金＞

売上規模に応じて一事業者あたり

**20万円～40万円**

売上規模（月平均）	交付額
20万円以上50万円未満	<b>20万円</b>
50万円以上200万円未満	<b>30万円</b>
200万円以上	<b>40万円</b>

### ＜要件＞

事業収入（売上）が

**30%以上減少**（※）

していること

※令和3年1月～5月までの任意の3ヶ月の売上平均額が、前年又は前々年の同平均額と比較して30%以上減少。

◎ さらに、「新型コロナウイルス安心対策認証店」を取得している場合、  
認証店加算分として**店舗数×10万円**加算！

## 【新規創業支援】

### コロナ禍での新規創業を全力応援！！

＜対象者＞ 県内中小企業など（個人事業者含む）

＜応援金＞

一事業者あたり

10万円

＜要件＞

令和2年4月1日から

令和3年5月24日までに新規創業し、

事業継続期間が3か月以上あること

【申請期間】令和3年9月30日まで

コロナ禍打破特別応援金コールセンター（商工労働部内）

TEL **0857-26-7971** 開設時間8:30～17:15 \*土日祝日も対応します。

# 緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る「月次支援金」

2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者への支援金。

＜給付額＞—事業者あたり **※月毎に給付**  
上限 **20万円/月**  
(個人事業主は**10万円/月**)

＜対象＞月間事業収入（売上）が  
**50%以上減少**  
した事業者の皆様

**ポイント①：緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること(※)**

(※) 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

**ポイント②：2019年比又は2020年比で、2021年の月間売上が50%以上減少していること**

- ★給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となります。
- ★一時支援金を受給している場合、申請手続きが簡単になります。(事前確認不要、提出書類軽減)
- ★「旅行客の50%以上が対象措置地域内から来訪している地域」であることを示す統計データとして、県商工政策課ホームページに参考データを添付しています。(※月毎に緊急事態措置等の対象地域は異なります)

**◎営業時間短縮要請の対象事業者は、協力金受給の有無に関わらず、月次支援金(時短要請対象月分)の対象となりません。**

**【申請期間】 6月分：8/31まで、 7月分：8/1～9/30、 8月分：9/1～10/31、 9月分：10/1～11/30**

**【お問い合わせ先】月次支援金事務局[相談窓口] TEL：0120-211-240 (IP電話から：03-6629-0479)**



# 事業展開支援

# 事業再構築補助金〈通常枠〉

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため中小企業等の思い切った事業再構築を支援します

〈補助金〉

**100万円～**

**従業員数に応じて 8,000万円**

(補助率 3分の2) ※6,000万円超は1/2

〈活用イメージ〉

- ①喫茶店が飲食スペースを縮小  
⇒ 焼き菓子のテイクアウト販売を開始
- ②伝統工芸品製造（百貨店での売上げ減）  
⇒ 新たにECサイトでの販売を開始

## 【対象事業者】

- ・申請前直近6月のうち任意の3月の合計売上げが、コロナ以前同3月と比べて10%以上減
- ・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定
- ・事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員1人あたりの付加価値額が年率3%以上増加

**7月30日から第3次公募受付開始（締切：9月21日）**

## 【担当部署】

経済産業省 中小企業庁（お問い合わせは経産省HPの質問フォームよりお寄せください）

# 新型コロナ克服特別金融支援事業

コロナ融資を令和3年9月末まで延長しています。

資金使途	運転資金、設備資金、借換資金
融資上限額	3億円
融資利率	売上高の減少が15%（個人事業主の場合は5%）以上の場合 当初5年0%、6年目以降1.43% 売上高の減少が5%以上15%未満の場合 当初5年0.7%、6年目以降1.43%
保証料	10年間0%
融資期間	10年以内（据置5年以内含む）

## 【対象事業者】

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した県内中小事業者等

※セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証の認定を市町村から受ける必要があります

## 【担当部署】

商工労働部 企業支援課 TEL：0857-26-7249 FAX：0857-26-8117



# 県内企業多角化・新展開応援補助金

コロナ禍により経営的な影響を受けた事業者のみなさまの多角化・新展開につながる取組を支援します。

## < 補助金 >

**100万円**

(補助率 **2分の1**)

## < 対象事業 >

- ① 事業実施方法の転換
- ② 新分野への進出
- ③ 新型コロナに対応する新商品・サービス開発

## 【対象事業者】

**新型コロナウイルスの影響により経営的な影響を受けた県内中小企業者**

(申請前直近1年のうち、任意の3か月の売上が、コロナ以前の同月比30%以上減少)

【担当部署】

商工労働部 **企業支援課** TEL : 0857-26-7988 FAX : 0857-26-8078

# 〈コロナ後を見据えた飲食店応援事業〉 デジタル化で頑張る飲食店等支援事業

【募集期間を延長しました！！（申請期限：11月30日（火）必着）】

業務効率化や生産性向上等のためのデジタル化を導入する取り組みを支援します。

## 〈補助上限額〉

一事業者あたり

**10万円（補助率 1/2）**

（複数店舗経営は 20万円）

## 〈対象経費〉

経営のデジタル化への取組に要する経費

（対象となる取組の例）

予約・発注システム、顧客台帳システム、  
電子マネー決済、会計処理ソフト等の導入など

## 【対象事業者】

県内飲食店、食品加工事業者等 （※食のみやこ推進サポーターに登録すること）

【担当部署】 農林水産部兼商工労働部市場開拓局 **食のみやこ推進課**

TEL：0857-26-7835 FAX：0857-21-0609

# 〈コロナ後を見据えた飲食店応援事業〉 食品加工で頑張る飲食店等支援事業

【募集期間を延長しました！！（申請期限：11月30日（火）必着）】

新たな業態導入に取り組むための事業を支援します。

## 〈補助上限額〉

一事業者あたり

**25万円（補助率 1/2）**

## 〈対象経費〉

新商品開発費、システム導入費、  
機器導入費、施設改修費 等

（新たな業態導入の例）

- ・飲食店の自社メニューの加工品化
- ・飲食店が新たに菓子製造業の許可を取得し、パンやケーキの製造・販売を開始
- ・食品加工事業者が飲食業や移動販売を開始 等

## 【対象事業者】

県内飲食店、食品加工事業者等（※食のみやこ推進サポーターに登録すること）

【担当部署】 農林水産部兼商工労働部市場開拓局 **食のみやこ推進課**

TEL：0857-26-7835 FAX：0857-21-0609

# 「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業

県産農林水産物をお届けする等、コロナ禍における  
巣ごもり需要の獲得を目指した需要喚起を促す取り組みを支援します。

## <補助上限額>

一事業者あたり

**20万円**

## <補助率>

**1/2**

## <取組例>

- ・ダイレクトメールの作成・発送、
- ・チラシの作成、
- ・地域メディア等への広告出稿
- ・送料優待キャンペーン 等

## <対象経費>

- ・チラシ、DMの作成費、発送料
- ・広告出稿費
- ・新聞折り込み費用
- ・事業者が負担する送料(県内在住者から  
県外への送付、BtoCに限る) 等

**申請期限：11月30日（火）必着**

## 【対象事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた**県産農林水産物およびその加工品を販売する事業者**

※食のみやこ推進サポーターに登録していること。(食のみやこ推進サポーター・県産農林水産物やその加工品等を積極的にPR、販売している事業者)

※「新型コロナ安心対策認証店」「新型コロナウィルス感染予防対策協賛店」「新型コロナウィルス感染予防対策協賛オフィス」のいずれかであること。

【担当部署】 商工労働部兼農林水産部市場開拓局 **食のみやこ推進課** TEL：0857-26-7807



# 雇用支援強化

# 雇用調整助成金（特例措置）

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置が、**11月30日まで延長**される予定です。（※8/17厚生労働省発表。正式には省令改正等が必要であり、現時点での予定です。）

※雇用調整助成金・・・新型コロナの影響等経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業・教育訓練により労働者の雇用維持を図る場合に、休業手当等の一部が助成されます。

## 特例措置の内容

※（ ）は解雇等を行わない場合の企業への助成率です。

企業等種別		令和3年4月まで	令和3年5～11月
中小企業	原則的な措置【全国】	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (9/10) 上限13,500円
	業況特例(前年又は前々年同期比30%減)【全国】	—	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
	地域特例(時短要請への協力事業者)		
大企業	原則的な措置【全国】	助成率2/3 (3/4) 上限15,000円	助成率2/3 (3/4) 上限13,500円
	業況特例(前年又は前々年同期比30%減)【全国】	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
	地域特例(時短要請への協力事業者)		

※教育訓練を行った場合の加算金・・・2,400円（中小企業） 1,800円（大企業）

厚生労働省HP⇒



【担当部署】鳥取労働局 職業対策課 TEL：0857-29-1708 FAX：0857-22-7717

# 鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金

雇用調整助成金の支給決定を受けた教育訓練に係る経費を支援し、アフターコロナを見据えた人材育成を支援します。

## <補助上限額>

一事業者あたり **100万円/年度**

## <補助率>

対象経費の **2/3以内**

## <対象経費>

### **教育訓練に係る以下の経費**

講師謝金、講師旅費、教材費、会場使用料、機器等使用料、受講料、従業員旅費（外部機関実施分へ派遣の場合のみ）  
オンライン講座経費（パソコン購入、システム導入等）等

※システム導入費、備品購入費は75万円が上限

## 【対象事業者】

雇用調整助成金の支給決定を受け、解雇等を行わない県内事業者

## 【申請手続き】

雇用調整助成金の支給決定を受けた日から30日以内

【担当部署】 商工労働部雇用人材局 産業人材課 TEL : 0857-26-7224 FAX : 0857-26-8169



# 感染対策支援



# 新型コロナウイルス感染予防対策推進補助金

事業者が、新型コロナウイルス**感染予防対策ガイドライン**に準じた取組を継続的に実施するための経費を支援します。

## <補助上限額>

一事業者あたり **20万円**  
(複数店舗は**店舗数**を乗じる)

## <補助率> **1/2**

## <対象経費> ※ **消耗品は対象外**

・感染予防対策に必要な経費（パーティション、非接触型体温計、CO2モニターの購入、換気扇の設置等の工事を伴う設備改修等）

【申請期限】 **令和3年12月15日（水）**

受付期間を延長しました！

【対象店舗・事業者】 飲食店、宿泊施設、理美容所のほか**小売業などの接客を主とする店舗**

新設

さらに **ライブハウス、ライブ演奏のある飲食店**を対象とした補助制度を創設（8/16受付開始）  
～デルタ株感染防止対策緊急強化事業補助金～

<補助率> **9/10** <補助上限額> **20万円** <申請期限> **令和3年9月30日**

【担当部署】生活環境部くらしの安心局 **くらしの安心推進課** TEL：0857-26-7159 FAX：0857-26-8171

# 宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金

県内宿泊事業者による感染防止対策及びワーケーションのスペースの設置等の前向き投資への支援します。

＜募集期間＞ **8月31日（火）まで**

## ＜補助対象＞

### （1）**感染症対策に資する物品の購入等**

- ・感染症対策に要するサーモグラフィ等の必需品の導入費用
- ・感染症対策の専門家による検証費用 等

### （2）**前向き投資（新たな需要に対応するための取組）に要する経費**

- ・マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツ開発、施設改修
- ・非接触チェックインシステムの導入 等

## ＜補助対象期間＞

**令和2年5月14日**～令和4年1月31日

## ＜補助上限額＞

1施設当たりの客室数に応じた上限額

客室数	上限額
1～9室	200万円
10～29室	300万円
30～49室	500万円
50室～	750万円

＜補助率＞ **3/4**

## 【補助金交付対象者】

**県内宿泊事業者**（旅館業法の許可を受けた者。ただし、社会福祉施設及び店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）

※住宅宿泊事業法や国家戦略特区法に根拠を有する民泊は対象外

## 【事業実施者】

**鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金事務局**

## 【問い合わせ先（土日祝日除く）】

**鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金事務局** 電話：0857-36-9670（時間9:30～17:00）



# 米子市 新規支援策

# 【米子市】米子市飲食事業者等特別支援金

鳥取県による米子市内での営業時間短縮要請の対象区域外で通常20時以降も営業を行っている飲食店等を運営する事業者並びにその関連事業者を支援します。

## 飲食店又は喫茶店を営業する事業者

「対象店舗」1件につき **10万円**

### <対象>

以下の「対象店舗」を運営している方

- 食品衛生法上の営業許可を受けて営業を行っている。
- 時短縮要請の対象区域外（米子市内）に所在している。
- 通常、20時以降も営業している。
- 時短要請の影響により売上が10%以上減少している。

## 飲食店への物品納入や飲食店の運営に必要なサービスを提供している事業者

一事業者あたり **20万円**

### <対象>

以下に該当する方

- 米子市内で20時以降も営業している飲食店へ飲食料品、物品又はサービスを納入する事業を営んでいる。
- 上記の事業運営のための事務所又は事業所を米子市内に有している。
- 時短要請の影響により売上が10%以上減少している。

**【申請期限】令和3年9月30日**

※詳細は米子市HP等にてご確認ください。

【担当部署】米子市 商工課 TEL（専用回線）：080-6074-7166 / 070-3794-0951



鳥取市

新規支援策

# 鳥取市営業時間短縮等影響緩和給付金

鳥取県の鳥取市内での営業時間短縮要請に伴う周辺エリアの飲食店が受けた影響を緩和することを目的に給付金を支給します。

## <給付金>

売上に応じて一店舗あたり

**10万円～30万円**

基準月の売上高（日額）	支給額
5万円以下/日	10万円
5万円超～15万円/日	20万円
15万円超/日	30万円

## <要件>

令和3年4月から7月のうち最も飲食業売上高が高い月（基準月）と比較した令和3年8月の飲食業売上高が

**20%以上減少**していること

※飲食業売上高：対象区域の対象店舗における飲食業の売上高

**【対象店舗】**通常、午後8時以降も営業する食品衛生法に定める営業の許可を取得している飲食店及び喫茶店（カラオケ店等も含む）※対象外：宅配・テイクアウト等の店舗、宿泊者のみ飲食を提供している宿泊施設、イートインスペースを有するスーパー・コンビニ等

**【対象事業者】**対象区域で対象店舗を営む事業者

**【申請期間】令和3年9月1日～10月29日**

**【問い合わせ先】**鳥取市コールセンター TEL:0857-22-8111

**【担当部署】**鳥取市 経済・雇用戦略課 TEL：0857-30-8282 FAX：0857-20-3947

# 鳥取市時短要請関連事業者給付金

鳥取県の鳥取市内での営業時間短縮要請により、時短営業を実施した対象飲食店との取引に大きな影響を受けた関連事業者（飲食店取引事業者・タクシー事業者・運転代行事業者）を支援します。



＜給付金＞ 一事業者あたり **上限額 100万円**

給付額計算：（令和3年7月又は6月の日平均売上高－時短要請期間内の日平均売上高）×14（日）×給付率

対象業種	給付率
①-a 飲食店取引事業者（小売事業者）	20%
①-b 飲食店取引事業者（卸売事業者※飲料に限る）	5%
② タクシー事業者	15%
③ 運転代行事業者	30%

ご提示いただく売上高の算出は、**対象業種ごと**で異なります。詳しくはHPまたはパンフレット等をご確認ください。

鳥取市 関連事業者給付金

検索

## ＜対象者＞

令和3年6月1日から申請日までにおいて鳥取市内に登録上の本店（個人事業主の場合、住民票）かつ鳥取市内に1カ所以上の事業所を置く中小・小規模事業者、個人事業主 等

**【申請期間】令和3年9月1日～10月29日**

【問い合わせ先】鳥取市コールセンター TEL:0857-22-8111

【担当部署】鳥取市 企業立地・支援課 TEL：0857-20-3223 FAX：0857-20-3947



# その他 支援策等



7月・8月の豪雨災害や、新型コロナウイルス感染症などの企業リスクに備えを！

# BCP策定ワークショップ(オンライン)

参加費無料

## [BCP(事業継続計画)とは]

大規模な自然災害や感染症のまん延など、突発的な経営環境の変化などの不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、又は短期的に普及させるための方針等を示した計画

基本編BCP策定  
ワークショップ

自然災害編BCP策定  
ワークショップ

新型感染症編BCP策定  
ワークショップ

令和3年9月1日(水)  
13:30~16:30

令和3年9月22日(水)  
13:30~16:30

令和3年9月29日(水)  
13:30~16:30

☆鳥取県では県内中小企業を対象とした、豪雨等の自然災害や新型コロナウイルス感染症に対応するBCPの策定が可能なワークショップをオンラインで上記の通り開催します。

☆詳細の確認やお申込み方法については「鳥取県 BCP ワークショップ」で検索可能です。

※「自然災害編」「新型感染症編」の受講には「基本編」の受講が必須となります。



←BCP策定ワークショップ  
県ホームページQRコード



←豪雨等の災害への備え  
に活用可能な県補助金  
ホームページQRコード

【担当部署】鳥取県商工労働部商工政策課  
TEL:0857-26-7565 / FAX:0857-26-8117

# コロナリスク対応型事業継続補助金

## 感染対策・セキュリティ対策経費を支援！ （全業種対象）

- <上 限 額> 一事業者あたり **50万円** ※下限額30万円  
<補 助 率> 対象経費の **1/2**  
<対象経費> 感染対策経費・テレワーク導入経費 など  
<対 象 者> 県内中小企業※BCPの策定が必要

**随時受付中**

※予算に達し次第  
受付を終了します

例えば、こんな経費が対象です

- ・テレワーク導入のためのリース料
- ・換気対策設備の導入費
- ・3密回避のための改修費
- ・セキュリティ対策ソフト・システムの導入費
- ・共有クラウドサービスの利用料 など

この他、感染者が発生した際の  
消毒費用も対象になります

※保健所からの指導に基づき実施するもの  
※補助金額が10万円以上であること

【担当部署】鳥取県商工労働部商工政策課

TEL:0857-26-7987 / FAX:0857-26-8117

# 経済対策予算ワンストップ相談窓口

県・国支援策の補助金・支援金等の申請支援など、県ワンストップ相談窓口『コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口』(県内3箇所)で引き続き相談対応します。

県社会保険労務士会・県行政書士会・中国税理士会県支部連合会と連携し、専門家が窓口にて個別相談対応

相談件数 **43,000件以上！**  
[令和3年8月25日現在]

専門家による **個別相談 約700件！**  
[令和3年8月25日現在]

## <東中西部3箇所にワンストップセンター>

	ご予約窓口（平日 8:30～17:15）	
東部	東部ワンストップセンター （鳥取県商工労働部内）	0857-26-7538
中部	中部ワンストップセンター （鳥取県中部総合事務所内）	0858-23-3985
西部	西部ワンストップセンター （鳥取県西部総合事務所内）	0859-31-9637

- 「月次支援金」の申請相談等、  
国・県の支援策に対応
- 社会保険労務士、行政書士、  
税理士による支援サポート

**完全予約制(個別相談)**  
専門家が丁寧にご相談に応じます！



ご視聴  
ありがとうございました